

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月30日

安城市長 三星元人

安城市条例第30号

安城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安城市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

2 改正後の第18条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた安城市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（葬祭補償の内払）

3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の第18条の規定による金額により支給されたもの又は附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。